

## 本市が再犯防止に取り組む意義

### 京都市が再犯防止に取り組む意義について

本市では、京都府警察をはじめ市民・事業者等の皆様と一体となって進めてきた「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」等の取組により、市内における刑法犯の発生件数を大幅に減少させてきましたが、再犯者率は約5割と高い状態が続いています。安心・安全なまちづくりに向けては、この再犯者を減らすことが重要であり、再犯防止に積極的に取り組む必要があります。

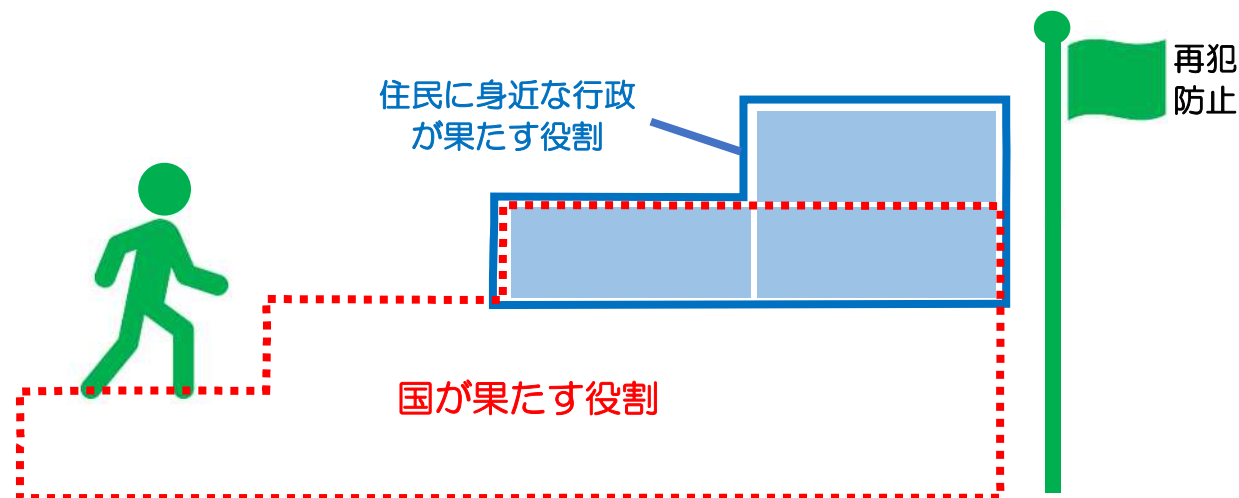
犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。しかし、こうした生きづらさを抱える犯罪をした人等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要です。

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）においても、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

また、再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を促進する取組でもあり、本市が推進するSDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にも貢献するものです。

こうしたことから、本市では、「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進してまいります。

### 【参考】国と地方の役割分担のイメージ

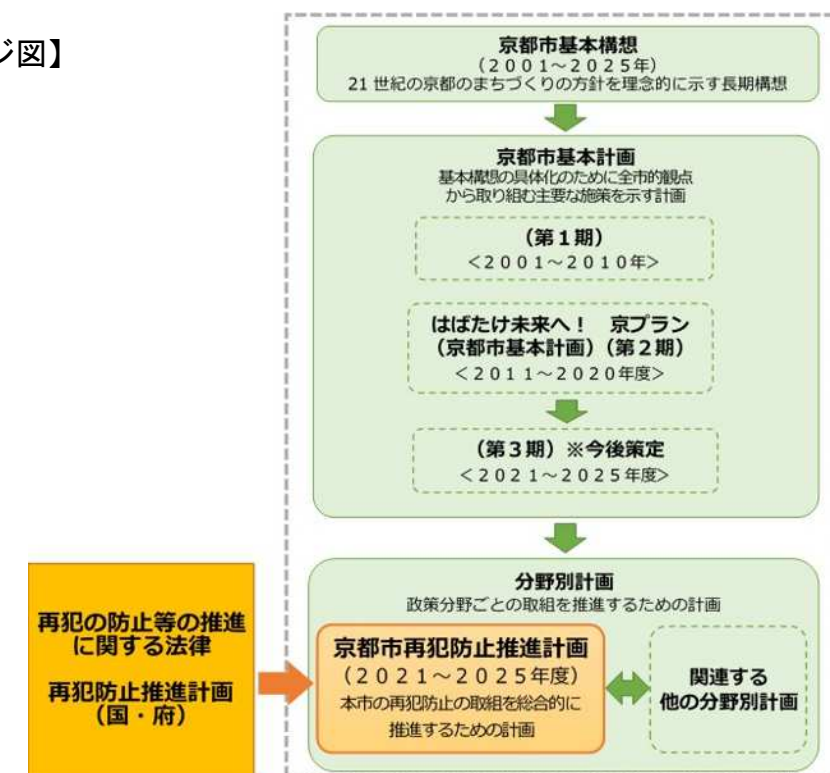


## 「京都市再犯防止推進計画（仮称）」の位置付け等

### 1 計画の位置付け

- ① 本計画は、京都市基本計画の第3期計画（策定作業中）の分野別計画として策定します。
- ② 本計画は、再犯防止の推進に関する本市の基本的な方針や各行政分野における施策をとりまとめるものであり、本計画を基に、関係部局が再犯防止の視点を持ち、各分野別計画に基づく具体的な取組を進めていきます。
- ③ 本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

### 【イメージ図】



### 2 計画期間（2021年度～2025年度）

計画期間は5年間（令和3年度～令和7年度）とします。ただし、期間中に再犯を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しの検討を行います。

### 3 成果指標と目標値の設定

推進計画に基づく施策の効果を検証し、より効果的な施策の推進につなげるため、成果指標及び目標値を設定します。

### 4 推進体制の確立

計画を着実に推進するため、刑事司法関係機関や再犯防止支援等を行う民間団体等で構成する「京都市再犯防止推進会議」を定期的に開催し、計画の進ちょく管理を行います。